

証券コード 5283
(発送日) 2026年9月14日
(電子提供措置開始日) 2026年9月4日

株 主 各 位

長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14

株式会社 高 見 澤

代表取締役社長 高見澤 秀茂

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載していますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kk-takamisawa.co.jp/ir/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、「株主総会関連資料」よりご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5283/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「高見澤」又は「コード」に当社証券コード「5283」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年9月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14
高見澤ダイヤモンドビル 5階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第76期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、お土産のご用意はございませんので何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要が引き続き堅調に推移するとともに、デジタル化や脱炭素化を背景とした官民の投資意欲も概ね堅調であり、重点分野を中心に設備投資は底堅く推移しました。一方で、物価及び金利の上昇や実質賃金の伸び悩みを背景に、個人消費には慎重な動きがみられ、景気は力強さを欠く状況が続きました。また、人件費の上昇やエネルギーをはじめとする各種コストの増加が、企業収益や家計収支への負担要因となりました。

海外経済においては、米国経済が底堅さを維持する一方、金融政策や通商政策の動向をめぐる不確実性が高まりました。中国経済は不動産市場の調整や内需の弱さを背景に減速基調が続き、欧州経済も低成長となるなど、世界経済は総じて力強さを欠く状況となりました。

さらに、ウクライナや中東情勢の動向、アジア太平洋地域における米中関係の緊張、米国の通商政策の影響などを背景に、地政学的リスクが高まり、グローバル経済の不確実性が増大しました。とりわけ、中東情勢を含む国際情勢の変化は、エネルギー価格や物流コストを通じて経済活動に影響を及ぼす要因となりました。

加えて、円安基調の長期化に伴う輸入物価の動向や、米国の関税政策が外需関連産業に及ぼす影響などもあり、国内経済の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

このような経営環境の中にあって、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高75,660百万円（前連結会計年度比2.8%増）、営業利益1,399百万円（前連結会計年度比4.0%減）、経常利益1,696百万円（前連結会計年度比1.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,209百万円（前連結会計年度比80.3%増）となりました。

事業別セグメントの概況は、次のとおりであります。

なお、当社グループは、当連結会計期間より、各セグメント利益又は損失をより適切に把握するために、従来配分していない全社費用の一部について、各報告セグメントへセグメント資産及び人件費を基に按分する方針に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計期間のセグメント利益が、「建設関連事業」で130百万円減少し、セグメント損失

が、「カーライフ関連事業」で122百万円、「その他事業」で105百万円それぞれ増加しております。

（建設関連事業）

公共向け及び民間向けともに需要が低調に推移し、生産効率の改善による原価低減や付加価値の向上に努めたものの、人件費、材料費及び販売費の増加を吸収しきれず、減収減益となりました。

この結果、建設関連事業の売上高は8,592百万円（前連結会計年度比4.6%減）、営業利益は149百万円（前連結会計年度比52.7%減）となりました。

（電設資材事業）

公共向け及び民間向けともに、省エネ・省力化や環境負荷低減に係る設備投資案件に対する積極的な営業活動により販売が好調に推移し、人件費及び販売経費等は増加したものの、増収増益となりました。

この結果、電設資材事業の売上高は41,765百万円（前連結会計年度比9.0%増）、営業利益は1,336百万円（前連結会計年度比32.6%増）となりました。

（カーライフ関連事業）

石油部門では、小売用燃料の需要が低調に推移し、法人向け産業用燃料及び油脂類においても、中東情勢の影響による市況の変動により販売量が伸び悩んだことに加え、価格競争の激化及び政府の暫定税率廃止に向けた補助金拡充政策の影響により販売価格が低下し、減収となりました。また、競合環境の悪化による利幅の減少に加え、人件費及び販売費の増加を吸収しきれず、減益となりました。

オート部門では、自動車販売台数は前年より増加したものの、整備関連売上が低調に推移したことから、売上高はほぼ横ばいとなりました。また、人件費及び販売費の上昇に加え、新店舗に係る費用が増加したことにより、減益となりました。

この結果、カーライフ関連事業の売上高は17,109百万円（前連結会計年度比4.8%減）、営業損失は69百万円（前連結会計年度は営業利益145百万円）となりました。

(その他事業)

フード関連事業においては、農業関連部門では、農産物取扱高は概ね前年並みを確保したものの、天候不順の影響による原価高により利幅が減少しました。また、主力のきのこ培地販売においては、積極的な受注活動により販売量は増加したものの、価格競争の激化を背景に、原材料費、人件費及び諸経費の増加に伴う原価上昇分を価格転嫁しきれず、増収減益となりました。

飲食料品部門では、家庭内消費が伸び悩んだことに加え、原材料費、人件費及び諸経費の上昇により、減収減益となりました。

エステート関連事業においては、不動産部門では、資材価格や労務費などの上昇による不動産価格の高止まりを背景に需要が低調に推移し、積極的な受注活動及び原価低減に努めたものの、減収減益となりました。

この結果、その他事業の売上高は8,193百万円（前連結会計年度比0.9%減）、営業損失は9百万円（前連結会計年度は営業利益235百万円）となりました。

セグメント別売上高

(単位：百万円)

期 別 セグメント別	第75期（前連結会計年度） 2025年6月期		第76期（当連結会計年度） 2026年6月期		前連結会 計年度比 増 減
	金 額	構成比 %	金 額	構成比 %	
建 設 関 連	9,007	12.3	8,592	11.4	△4.6
電 設 資 材	38,320	52.1	41,765	55.2	9.0
カーライフ関連	17,974	24.4	17,109	22.6	△4.8
そ の 他	8,264	11.2	8,193	10.8	△0.9
合 計	73,567	100.0	75,660	100.0	2.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,621百万円で、その主なものは次のとおりです。

・当連結会計年度中に取得した主要設備

建設関連事業	当社インフラセグメント	運送業用トラック購入
電設資材事業	昭和電機産業株式会社	岐阜営業所新築工事
電設資材事業	昭和電機産業株式会社	物流センター新築工事
カーライフ関連	当社エネルギーセグメント	タンクローリー購入
その他事業	当社フードセグメント	販売管理システム購入
その他事業	当社エステートセグメント	不動産賃貸物件購入

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 重要な組織再編等の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第73期 2023年6月期	第74期 2024年6月期	第75期 2025年6月期	第76期(当連結会計年度) 2026年6月期
売 上 高(百万円)	68,946	71,369	73,567	75,660
経 常 利 益(百万円)	1,895	2,113	1,670	1,696
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,240	759	670	1,209
1株当たり当期純利益(円)	739.44	454.00	402.36	732.37
総 資 産(百万円)	37,428	39,365	38,851	41,025
純 資 産(百万円)	13,543	14,215	14,748	15,969
1株当たり純資産(円)	7,877.37	8,393.76	8,801.57	9,586.77

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
昭和電機産業株式会社	750百万円	99.6%	電設資材・産業機器の販売
信州電機産業株式会社	40	(100.0)	電設資材・産業機器の販売
直江津臨港生コン株式会社	50	74.0	生コンクリートの販売
オギワラ精機株式会社	10	82.5	農業用機械製造販売
株式会社アグリトライ	44	52.3	建築工事
株式会社ナガトク	10	95.0	漬物類・土産品の販売
株式会社セイブ	10	99.5	土地・住宅販売
株式会社スマイルハウス	20	(100.0)	土木建築工事の設計

(注) 1. 議決権比率欄の()内は間接保有を含めた所有割合であります。
2. 岐阜電材株式会社は、昭和電機産業株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。
3. 溜博高見澤混凝土有限公司は、出資金を売却したため、連結の範囲から除外しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、将来にわたり持続的な成長を実現するために、これまで旧来の収益構造や事業組織を見直し、経営環境の変化に柔軟に対応できる事業機構と企業文化の変革に取り組んでまいりました。

今後も、こうした取組を一層深め環境変化を成長機会へと転換すべく、以下の中期重点目標の達成に向けた戦略的な施策を継続して推進してまいります。

① 持続的成長に向けた事業基盤の再構築

経営環境の変化に的確に対応し、持続可能な収益源の育成と既存事業の収益構造改革を進める。また、セグメント制の特性を活かし、事業ポートフォリオを継続的に見直すことで、経営資源を最適に配分し、成長性と収益性の両立を図る。

② 労働生産性・資本生産性の向上

DXを活用して業務の属人化を排除し、創出された人的資源を高付加価値業務へ投入することで労働生産性の向上を図る。また、資本コストを意識した経営を徹底し、事業ごとの収益性に応じた資本再配分を行うことで、資本効率の最大化を目指す。

③ 人的資本への投資

長期的な視点で人材を確保・育成し、新たな人事制度の活用によりマネジメント人材と専門人材の育成を強化する。等級別研修やリスクリング制度を整備し、個々の能力向上に取り組むとともに、シニア層の活用を含めた人的資源の最適化を推進する。

④ サステナビリティ経営への取組と社会的責任の遂行

コンプライアンスの徹底を企業活動の前提として位置づけ、社会との共生を重視した経営を実践する。企業の存在意義と果たすべき責任を明確にし、サステナビリティ経営を通じて経営リスクの把握と新たな価値創造に取り組み、持続的な企業価値の向上を図る。

⑤ 適切な利益配分とステークホルダー価値の向上

会社の持続的成長に必要な原資を確保しつつ、株主、従業員、取引先、地域社会などのステークホルダーに対して適切に利益を還元する。ステークホルダー価値の向上が企業価値の源泉であることを全社員が意識し、日々の行動につなげる。

今後も、お客様から選ばれる企業であり続けるため、高い倫理観のもとコンプライアンス経営を重視し、安定的な収益を創出する企業グループとして、経営基盤の強化と業績の一層の向上に取り組んでまいります。さらに、経営環境の急速な変化に伴い多様化・高度化するリスクに対しては、内部統制体制の強化と法令遵守の徹底を通じて、経営リスクの最小化に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社グループは、多業種にわたり事業展開を行っており、事業の種類別のセグメントは以下のとおりです。

セグメント区分	主 要 な 事 業 内 容	会 社
建 設 関 連 事 業	コンクリート二次製品、生コンクリート・砂利・砂の製造販売 セメント他建設資材の販売 土木建築の請負、建築工事 貨物自動車運送	株 式 会 社 高 見 澤 直江津臨港生コン株式会社 山東建澤混凝土有限公司
電 設 資 材 事 業	電設資材、産業機器、 空調システム等の販売	昭和電機産業株式会社 信州電機産業株式会社
カーライフ関連事業	石油製品の販売 自動車の販売・整備・賃貸 損害保険代理業務	株 式 会 社 高 見 澤
そ の 他 事 業	不動産売買・媒介及び管理 一般廃棄物、産業廃棄物の処理 処分とその収集運搬事業 青果物の販売、肥料の販売 食品加工品の製造販売 ゴルフ練習場の経営 ゴルフ用品の買取、販売 農業用機械の製造販売 ミネラルウォーターの製造販売 ケーブルテレビ局経営 チーズ類の加工及び菓子類の製造販売 発電事業及び電気の供給・販売 に関する事業 漬物類・土産品の販売	株 式 会 社 高 見 澤 オギワラ精機株式会社 株式会社アグリトライ テレビ北信ケーブルビジョン株式会社 株 式 会 社 ナ ガ ト ク 株 式 会 社 セ イ ブ 株式会社スマイルハウス

(注) 1. 山東建澤混凝土有限公司は持分法適用関連会社であります。

2. テレビ北信ケーブルビジョン株式会社は持分法非適用関連会社であります。

(7) 主要な事業所（2026年6月30日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14
インフラセグメント	長野県長野市、松本市、中野市、上田市、 上高井郡小布施町、上伊那郡宮田村、 新潟県上越市、愛知県名古屋市、 埼玉県上尾市
エネルギーセグメント	長野県長野市、松本市、中野市、須坂市、 上田市、東御市、小諸市、佐久市
フードセグメント	長野県長野市、中野市、下高井郡山ノ内町、 松本市、上田市、小諸市、新潟県新潟市、 長岡市
エステートセグメント	長野県長野市、上田市

② 子会社

昭和電機産業株式会社	長野県長野市、上田市、佐久市、松本市、 飯田市、諏訪市、伊那市、東御市、 山梨県甲府市、新潟県上越市、長岡市、 新潟市、南魚沼市、柏崎市、三条市、 岐阜県中津川市、岐阜市、東京都千代田区、 府中市、神奈川県相模原市
信州電機産業株式会社	長野県松本市、長野市
直江津臨港生コン株式会社	新潟県上越市
オギワラ精機株式会社	長野県中野市
株式会社アグリトライ	長野県長野市、安曇野市
株 式 会 社 ナ ガ ト ク	長野県長野市
株 式 会 社 セ イ プ	長野県松本市
株式会社スマイルハウス	長野県松本市

(8) 従業員の状況 (2026年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設関連事業	181名	44名減
電設資材事業	414名	7名増
カーライフ関連事業	216名	4名減
その他事業	177名	6名増
全社（共通）	34名	3名増
合 計	1,022名	32名減

- (注) 1. 従業員数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
557（210）名	6名増（29名減）	42.7歳	13.0年

- (注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、当事業年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2026年6月30日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社八十二長野銀行	6,607百万円
長野県信用組合	901
株式会社商工組合中央金庫	732

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 3,783,000株
- ② 発行済株式の総数 1,758,400株
- ③ 株主数 1,296名（前期末比130名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
高見澤 秀茂	181 ^{千株}	11.01 [%]
高見澤 尊昭	135	8.17
株式会社 夢葉	90	5.45
株式会社 八十二 長野銀行	81	4.95
内藤 征吾	52	3.18
長野県 信用組合	50	3.03
高見澤 雅人	49	2.98
高見澤 秀毅	45	2.78
高見澤 吉晴	39	2.36
高見澤 洋	31	1.89

(注) 1. 当社は自己株式106,376株を所有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2026年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高見澤 秀 茂	オギワラ精機㈱ 代表取締役会長 直江津臨港生コン㈱ 代表取締役社長 ㈱アグリトライ 代表取締役会長 テレビ北信ケーブルビジョン㈱ 代表取締役社長 ㈱ナガトク 代表取締役会長 ㈱セイブ 代表取締役会長 ㈱スマイルハウス 代表取締役会長
取締役副社長	高見澤 雅 人	経営統括兼総括安全管理担当
専務取締役	佐 藤 倫 正	事業統括
常務取締役	米 山 剛	海外事業本部長 中国担当兼上越担当
常務取締役	小 林 茂 勝	管理本部長兼経営企画室長
常務取締役	高 見 澤 秀 毅	副事業統括兼フードセグメント長
取 締 役	松 峯 信 夫	昭和電機産業㈱ 代表取締役社長
取 締 役	松 本 清	長野運送㈱ 代表取締役社長 ㈱リンギョー 代表取締役社長 協同組合長野輸送センター 代表理事 全国通運㈱ 社外取締役
常 勤 監 査 役	久 保 輝 明	
監 査 役	鵜 澤 裕	㈱守谷商会 社外監査役 税理士法人TOKIZAWA&PARTNERS 代表社員 一般社団法人長野県自動車整備振興会 監事
監 査 役	金 子 肇	金子法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役松本清氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鵜澤裕氏及び監査役金子肇氏は、社外監査役であります。
3. 監査役鵜澤裕氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役松本清氏並びに監査役鵜澤裕氏及び監査役金子肇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社のすべての取締役及び監査役であり、保険料は会社負担としており、被保険者は保険料を負担しておりません。

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合については填補されない等一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を決議しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、基本方針、経済情勢、経営環境、市場水準及び従業員給与とのバランスに加え、当該年度における業績や職責及びその貢献度などを総合的に勘案し、公正かつ適正なプロセスを経て決定されていることから、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な基準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、経済情勢、経営環境、市場水準及び従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し、原則として毎月定額の固定給を支払う基本報酬と、在任中の労に報いるために退職後に支払う退職慰労金のみとする。

c. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等は、取締役会において報酬支給案を協議の上、取締役会決議に基づき一任された代表取締役社長高見澤秀茂が取締役個人別の報酬額を決定する。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	225百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19百万円 (5百万円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (3名)	245百万円 (9百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 役員報酬等の限度額は、1992年9月28日開催の第42期定時株主総会において、取締役報酬額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は20名以内とする。当該定時株主総会終結時点の取締役は14名。）、また監査役報酬額を年額200百万円以内（定款で定める監査役の員数は4名以内とする。当該定時株主総会終結時点の監査役は2名。）と決議されています。
3. 上記の支給額には、以下の当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
- ・取締役7名に対し 8百万円（うち社外取締役1名に対し 0百万円）
 - ・監査役3名に対し 0百万円（うち社外監査役2名に対し 0百万円）
4. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松本清氏は、長野運送株式会社、株式会社リンギョーの代表取締役社長及び全国通運株式会社の社外取締役であります。長野運送株式会社と当社の間には物流の取引関係があります。その他の会社と当社との間には特別な関係はありません。また、協同組合長野輸送センターの代表理事であります。協同組合長野輸送センターと当社との間には高速道路通行料金等の取引関係があります。
- ・監査役鵠澤裕氏は、株式会社守谷商会の社外監査役、税理士法人TOKIZAWA&PARTNERSの代表社員及び一般社団法人長野県自動車整備振興会の監事であります。株式会社守谷商会と当社の間には建設資材の納入等の取引関係があります。当社と税理士法人TOKIZAWA&PARTNERSとの間で顧問契約を締結しております。一般社団法人長野県自動車整備振興会と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役金子肇氏は、金子法律事務所の所長であります。当社は金子法律事務所との間で顧問契約を締結しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 松本 清	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。主に経営者の見地から、積極的に意見を述べており、特に設備投資案件については、経営者の立場から監督、助言等を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 鵠澤 裕	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。
社外監査役 金子 肇	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

城南監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、当社と会計監査人との間の監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

~~~~~  
備考：本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
|-------------|--------|--------------|--------|
| ( 資 産 の 部 ) |        | ( 負 債 の 部 )  |        |
| 流 動 資 産     | 22,375 | 流 動 負 債      | 15,696 |
| 現金及び預金      | 4,111  | 支払手形及び買掛金    | 9,251  |
| 受 取 手 形     | 283    | 短 期 借 入 金    | 3,070  |
| 売 掛 金       | 8,491  | リ ー ス 債 務    | 120    |
| 契 約 資 産     | 1,178  | 未 払 法 人 税 等  | 360    |
| 電子記録債権      | 3,245  | 賞 与 引 当 金    | 884    |
| 商品及び製品      | 4,092  | 役員賞与引当金      | 25     |
| 仕 掛 品       | 12     | そ の 他        | 1,984  |
| 原材料及び貯蔵品    | 418    | 固 定 負 債      | 9,359  |
| そ の 他       | 613    | 長 期 借 入 金    | 6,259  |
| 貸倒引当金       | △71    | リ ー ス 債 務    | 280    |
| 固 定 資 産     | 18,650 | 繰延税金負債       | 33     |
| 有形固定資産      | 14,707 | 再評価に係る繰延税金負債 | 383    |
| 建物及び構築物     | 5,154  | 退職給付に係る負債    | 1,684  |
| 機械装置及び運搬具   | 1,758  | 役員退職慰労引当金    | 284    |
| 土 地         | 7,218  | 環境対策引当金      | 95     |
| リ ー ス 資 産   | 345    | 解体撤去引当金      | 150    |
| 建設仮勘定       | 13     | 資 産 除 去 債 務  | 110    |
| そ の 他       | 216    | そ の 他        | 78     |
| 無形固定資産      | 308    | 負 債 合 計      | 25,056 |
| そ の 他       | 308    | (純資産の部)      |        |
| 投資その他の資産    | 3,634  | 株 主 資 本      | 14,503 |
| 投資有価証券      | 1,625  | 資 本 本 金      | 1,264  |
| 繰延税金資産      | 1,145  | 資 本 剰 余 金    | 0      |
| そ の 他       | 1,381  | 利 益 剰 余 金    | 13,422 |
| 貸倒引当金       | △517   | 自 己 株 式      | △183   |
| 資 産 合 計     | 41,025 | その他の包括利益累計額  | 1,334  |
|             |        | その他有価証券評価差額金 | 726    |
|             |        | 土地再評価差額金     | 532    |
|             |        | 退職給付に係る調整累計額 | 74     |
|             |        | 非支配株主持分      | 131    |
|             |        | 純 資 産 合 計    | 15,969 |
|             |        | 負債純資産合計      | 41,025 |

# 連結損益計算書

( 2025年7月1日から  
2026年6月30日まで )

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額  |        |
|-----------------|------|--------|
| 売上高             |      | 75,660 |
| 売上原価            |      | 62,963 |
| 売上総利益           |      | 12,697 |
| 販売費及び一般管理費      |      | 11,297 |
| 営業利益            |      | 1,399  |
| 営業外収益           |      |        |
| 受取利息            | 15   |        |
| 受取配当金           | 36   |        |
| 為替差益            | 25   |        |
| 仕入割引            | 205  |        |
| 不動産賃貸料          | 32   |        |
| 貸倒引当金戻入         | 104  |        |
| その他             | 146  | 565    |
| 営業外費用           |      |        |
| 支払利息            | 123  |        |
| 売上割引            | 37   |        |
| 支払補償費           | 63   |        |
| 消費税等            | 19   |        |
| その他             | 24   | 268    |
| 経常利益            |      | 1,696  |
| 特別利益            |      |        |
| 固定資産売却益         | 9    |        |
| 関係会社出資売却益       | 561  | 570    |
| 特別損失            |      |        |
| 固定資産売却損         | 0    |        |
| 固定資産除却損         | 17   |        |
| 投資有価証券評価損       | 2    |        |
| 減損損失            | 667  | 688    |
| 税金等調整前当期純利益     |      | 1,578  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 562  |        |
| 法人税等調整額         | △205 | 356    |
| 当期純利益           |      | 1,221  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |      | 12     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |      | 1,209  |

# 貸 借 対 照 表

(2026年 6 月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-------------|--------|-------------------------|--------|
| ( 資 産 の 部 ) |        | ( 負 債 の 部 )             |        |
| 流 動 資 産     | 5,613  | 流 動 負 債                 | 6,092  |
| 現 金 及 び 預 金 | 639    | 支 払 手 形                 | 27     |
| 受 取 手 形     | 22     | 買 掛 金                   | 1,509  |
| 売 掛 金       | 2,232  | 電 子 記 録 債 務             | 1,079  |
| 契 約 資 産     | 169    | 短 期 借 入 金               | 100    |
| 電 子 記 録 債 権 | 533    | 1年内返済予定の長期借入金           | 1,891  |
| 商 品 及 び 製 品 | 1,454  | リ ー ス 債 務               | 30     |
| 仕 掛 品       | 4      | 未 払 金                   | 611    |
| 原材料及び貯蔵品    | 257    | 未 払 費 用                 | 210    |
| 前 払 費 用     | 77     | 未 払 法 人 税 等             | 17     |
| 未 収 入 金     | 199    | 契 約 負 債                 | 102    |
| そ の 他       | 44     | 預 り 金                   | 60     |
| 貸 倒 引 当 金   | △21    | 前 受 収 益                 | 5      |
| 固 定 資 産     | 14,185 | 賞 与 引 当 金               | 412    |
| 有 形 固 定 資 産 | 9,086  | そ の 他                   | 33     |
| 建 物         | 2,031  | 固 定 負 債                 | 5,554  |
| 構 築 物       | 250    | 長 期 借 入 金               | 3,580  |
| 機 械 及 び 装 置 | 1,111  | リ ー ス 債 務               | 49     |
| 車 両 運 搬 具   | 482    | 再評価に係る繰延税金負債            | 383    |
| 工具、器具及び備品   | 182    | 退 職 給 付 引 当 金           | 1,008  |
| 土 地         | 4,954  | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 161    |
| リ ー ス 資 産   | 59     | 環 境 対 策 引 当 金           | 95     |
| 建 設 仮 勘 定   | 13     | 解 体 撤 去 引 当 金           | 150    |
| 無 形 固 定 資 産 | 265    | 資 産 除 去 債 務             | 48     |
| 借 地 権       | 101    | そ の 他                   | 78     |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 94     | 負 債 合 計                 | 11,647 |
| そ の 他       | 69     | ( 純 資 産 の 部 )           |        |
| 投資その他の資産    | 4,833  | 株 主 資 本                 | 7,152  |
| 投資有価証券      | 1,137  | 資 本 本 金                 | 1,264  |
| 関係会社株式      | 2,652  | 資 本 剰 余 金               | 0      |
| 長 期 貸 付 金   | 9      | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 0      |
| 繰 延 税 金 資 産 | 728    | 利 益 剰 余 金               | 6,071  |
| そ の 他       | 704    | 利 益 準 備 金               | 85     |
| 貸 倒 引 当 金   | △399   | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 5,986  |
| 資 産 合 計     | 19,799 | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 5,986  |
|             |        | 自 己 株 式                 | △183   |
|             |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 998    |
|             |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 465    |
|             |        | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 532    |
|             |        | 純 資 産 合 計               | 8,151  |
|             |        | 負 債 純 資 産 合 計           | 19,799 |

# 損 益 計 算 書

( 2025年 7月 1日から  
2026年 6月30日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額  |        |
|-----------------------|------|--------|
| 売 上 高                 |      | 31,001 |
| 売 上 原 価               |      | 25,159 |
| 売 上 総 利 益             |      | 5,841  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |      | 5,773  |
| 営 業 利 益               |      | 68     |
| 営 業 外 収 益             |      |        |
| 受 取 利 息               | 2    |        |
| 受 取 配 当 金             | 254  |        |
| 不 動 産 賃 貸 料           | 26   |        |
| 為 替 差 益               | 25   |        |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 0    |        |
| そ の 他                 | 112  | 421    |
| 営 業 外 費 用             |      |        |
| 支 払 利 息               | 65   |        |
| 支 払 補 償 費             | 56   |        |
| そ の 他                 | 28   | 150    |
| 経 常 利 益               |      | 339    |
| 特 別 利 益               |      |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 8    |        |
| 関 係 会 社 出 資 金 売 却 益   | 13   | 22     |
| 特 別 損 失               |      |        |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 0    |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 18   |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 2    |        |
| 減 損 損 失               | 569  | 590    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ ) |      | △228   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 22   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △129 | △107   |
| 当 期 純 損 失 ( △ )       |      | △121   |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年8月26日

株式会社 高 見 澤  
取締役会 御中

城南監査法人  
東京都渋谷区

指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊 明  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 山 本 弘 樹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高見澤の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高見澤及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年8月26日

株式会社 高 見 澤  
取締役会 御中

城南監査法人

東京都渋谷区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 山野井 俊 明

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 山 本 弘 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高見澤の2025年7月1日から2026年6月30日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月27日

株式会社高見澤 監査役会

常勤監査役 久 保 輝 明 ㊞

社外監査役 鴫 澤 裕 ㊞

社外監査役 金 子 肇 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

第76期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円（前期末に比べ20円増配）

総額 115,641,680円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年9月30日

## 第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件

当社は、2023年9月27日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「現プラン」といいます。）の継続ご承認をいただきました。

現プランの有効期間は、2026年9月29日開催の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や、機関投資家の動向等を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを、2026年8月10日開催の当社取締役会にて決定いたしました。本プランの有効期間は、2029年9月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

また、本プランの継続にあたり、一部文言の修正等をしておりますが、本プランの実質的内容に変更はございません。

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確

保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 企業価値の源泉及び企業価値向上への取組み

当社は1951年に地元特産物の商いを目的に起業し、以来70年以上に亘って貨物運送・土木工事業、生コン製造販売事業、石油製品小売事業、車両販売修理事業、コンクリート二次製品製造販売事業、産業廃棄物収集運搬事業、ミネラルウォーター製造販売事業、ナチュラルチーズ加工販売事業等、更なる業績の向上に向けて事業展開を図っております。また、子会社及び関連会社では、電設資材販売事業（昭和電機産業株式会社、信州電機産業株式会社）、生コン製造販売事業（中国山東省で山東建澤混凝土有限公司）、農業機械製造販売事業（オギワラ精機株式会社）、住宅リフォーム事業（株式会社アグリトライ）、漬物卸販売事業（株式会社ナガトク）、住宅・不動産事業（株式会社セイブ、株式会社スマイルハウス）を展開するなど、新規事業の開拓に加え、株式取得によるグループ会社化や吸収合併等を通じて業容の拡大を図り、現在の多角的な事業体制を築いてまいりました。

当社グループの企業価値の源泉は、地域密着型企业として地域の皆様に70年以上に亘りお届けしている多種多様な製品とサービスにより築き上げられたブランド力と信頼関係にあると考えております。

また、環境保全への関心が高まっている中、当社グループにおいても環境に配慮したモノづくり、サービスを通じた資源循環型社会の実現を目指しております。現在長野県の「信州リサイクル認定製品」として多くの当社製品群が認定されているほか、近年ではCO<sub>2</sub>排出量の削減にも積極的に取り組み、低炭素型コンクリート「ロカコン」を開発しました。

環境問題が日本だけでなく地球規模で議論されている中、当社は上記のとおり70年以上に亘り蓄積された当社の開発技術力をノウハウとし、多種多様な基礎技術や製品を融合することにより、環境配慮型のオリジナル製品の開発をするなどして当社のブランド力及びステークホルダーとの信頼関係を構築してまいりました。今後も当社のブランド力を活かし、さらに経済的で高機能な製品の開発に取り組んでまいります。そして当社の将来展望に立ち、時代と社会の要請に応え得る新しい事業の開発を今後も模索し、事業化することで地域社会の皆様に貢献してまいります。

このように、時代のニーズをいち早くキャッチし、それに応え得る

べく技術開発を進め、事業化することにより顧客と当社グループには企業価値の源泉である厚い信頼関係が生まれてくるものと確信しております。

当社グループはこのような当社グループの企業価値の源泉を今後も継続し、さらに発展させ、地域社会における社会的責任を高めることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

当社の中長期経営計画では企業理念として、「顧客、社員、株主、地域社会」への貢献を企業経営の最重要項目と捉え、存在価値のあり続ける企業を目指し経営に当たることとしております。

そして当社グループの具体的戦略として、

- ①グループ各社の経営力をより強固にするため、経営意思決定のスピード化を図る。
- ②「収益基盤の拡充」を最重要課題として、各社コア事業の育成に取り組む。
- ③キャッシュ・フロー重視の経営に徹し、財務体質の強化と改善を図る。
- ④営業力の強化を図り、良質な製品の提供を通して、お客様の信頼に応えるべく提案営業を行う。
- ⑤グループ各社の将来展望に立ち、時代と社会の要請に応え得る新しい事業の開発を模索し、その実現を図る。
- ⑥事業再構築により、スリムで筋肉質な企業体質への脱却を図る。
- ⑦経営体質の見直しと生産体制の効率化、原価の低減化を徹底させコスト競争を勝ち抜く。
- ⑧グループ会社の「智慧」を集め、この時代を生き抜くための人材育成を行う。

を掲げており、地域に密着したきめの細かい事業活動で更なる信頼の醸成を図り「高見澤ブランド」の確立を目指してまいります。

この中長期経営計画を着実に実行することで、今後益々変動する地域経済の中で、常に「人と自然に優しい環境創り」をモットーにした顧客の利便性・信頼性を追求することになり、株主の皆様などステークホルダーとの良好な関係を維持発展させ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資することができるものと考えております。

## (2) コーポレートガバナンスについて

当社では取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取

締役の監査を中枢において、内部監査室を中心とした内部統制システムの構築によりコーポレートガバナンスの体制を敷いております。

当社では取締役会を取締役及び監査役11名で構成し、毎月定期（1回）及び不定期で開催し経営上の重要事項の意思決定を行っております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、取締役、監査役、内部監査担当者の出席のもと、経営戦略会議を必要に応じて都度開催しております。経営戦略会議では各セグメントからの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況を確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

そして近年問題となっているCSR（企業の社会的責任）については、企業責任をきちんと果たすためコンプライアンス委員会や情報セキュリティ委員会の活動を活性化させ、地域に認められる企業創りを目指してまいります。

さらに監査役は取締役会等重要な会議へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

当社は、今後とも一層の経営の透明化とコーポレートガバナンスの向上を図り、お客様や株主の皆様はもとより、社会全体から高い信頼を得るよう努めてまいります。

### 3. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をし、当社取締役会が代替案を提示するために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要について

は別紙1をご参照ください。)に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下、「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、独立委員会の勧告内容及び対抗措置の概要等、適時かつ適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏の就任を予定しております。

また、2026年6月30日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、同時点において創業者一族にて発行済株式の約43%が保有されておりますが、これらは必ずしも共同ないし協調して議決権を行使する訳ではなく、独立した関係にあります。また、当社は公開会社として、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論、創業者一族といえども、その各々の事情に基づき今後当社の株式を譲渡、相続その他の処分をすることにより、今後分散化が進んでいく可能性が考えられます。また、現経営陣による当社発行済株式の保有割合は18%となっておりますが、今後経営層の世代交代等が進むなか、当社の株式を保有しております現経営層が退任した後は、一株主として自由な意思に基づく取引等により当社株式が譲渡される可能性も考えられます。このような状況において当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のある買収提案がなされた場合、企業価値向上の観点から好ましくないと考えられ、大規模買付行為が発生した場合において株主の皆様のために必要かつ十分な情報及び時間を確保するため、本プラン継続の必要性はあるものと認識しております。

また、現段階においては安定比率が高いと考えられることから、本プランでは取締役会の判断の恣意性を排除するために独立委員会を設置し、対抗措置の発動にあたっては独立委員会の勧告を最大限尊重することとなっており、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止したスキームとしております。

なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けている訳ではありません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)、(ii)又は(iii)に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式の株式所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>8</sup>を樹立する行為<sup>9</sup>（但し、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合または株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）  
の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準備法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>10</sup>その他の目的がある場合には、その旨及びその内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を当社に提供していただきます。

- 
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
  - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
  - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>11</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、追加情報についての合理的な期間を定め、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

また、本必要情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限りします。

- （i）買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>12</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- （ii）大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式の数及び買付け等を行った後における株式所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）

---

6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

- 
- 9 本文の(iii)所定の行為がなされか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- 10 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- 12 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に適時開示いたします。

また、当社取締役会及び独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに速やかに開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下

の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的に、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告することがあります。なお、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

また、独立委員会は、対抗措置の発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付することができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務

上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、（i）買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は（ii）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

⑧ 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までは本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までは当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2026年9月29日開催の本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2029年9月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

## 5. 本プランの合理性

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社

東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容等を踏まえております。

- (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3. に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断するため、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

- (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続されるものであり、上記4. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

- (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に適切に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

- (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社

取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

- (6) デッドハンド型若しくはスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

上記 4. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

## 6. 株主及び投資家の皆様への影響

- (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の 4. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

- (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

なお、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）

以上のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役、当社社外監査役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

独立委員会委員の略歴（五十音順）

倉田 博光（くらた ひろみつ）

1988年8月 公認会計士登録  
 1997年8月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）  
 代表社員  
 2022～2004年度 長野市包括外部監査人  
 2004～2005年度 日本公認会計士協会長野県会長  
 2005年10月 倉田博光公認会計士事務所開設（現在に至る）

中村 隆次（なかむら たかつぐ）

1977年4月 弁護士登録  
 1984年6月 中村隆次・田鶴子法律事務所開設（現在に至る）  
 2006年4月 長野県弁護士会会長  
 2010年4月 独立行政法人日本司法支援センター長野地方事務所所長

松本 清（まつもと きよし）

1984年4月 城南信用金庫入庫  
 1986年11月 長野運送株式会社入社  
 2005年5月 一般社団法人長野法人会理事（現在に至る）  
 2008年5月 同社代表取締役社長（現在に至る）  
 2015年9月 当社社外取締役（現在に至る）  
 2016年4月 一般社団法人長野労働基準協会理事（現在に至る）  
 2016年6月 全国通運株式会社社外取締役（現在に至る）  
 2021年6月 公益社団法人長野県トラック協会理事副会長  
 （現在に至る）  
 2022年6月 協同組合長野輸送センター代表理事（現在に至る）

※上記3氏と当社との間に、特別の利害関係等はありません。

※松本清氏は、当社社外取締役であります。当社は同氏を東京証券取引所の  
 定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

当社の大株主の株式保有状況

2026年 6 月30日現在

| 氏名又は名称                | 所有株式数<br>(千株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数<br>に対する所有株式<br>数の割合(%) |
|-----------------------|---------------|-------------------------------------------|
| 高 見 澤 秀 茂             | 181           | 11.01                                     |
| 高 見 澤 尊 昭             | 135           | 8.17                                      |
| 株 式 会 社 夢 葉           | 90            | 5.45                                      |
| 株 式 会 社 八 十 二 長 野 銀 行 | 81            | 4.95                                      |
| 内 藤 征 吾               | 52            | 3.18                                      |
| 長 野 県 信 用 組 合         | 50            | 3.03                                      |
| 高 見 澤 雅 人             | 49            | 2.98                                      |
| 高 見 澤 秀 毅             | 45            | 2.78                                      |
| 高 見 澤 吉 晴             | 39            | 2.36                                      |
| 高 見 澤 洋               | 31            | 1.89                                      |
| 計                     | 753           | 45.79                                     |

(注) 当社は、自己株式106,376株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の又は当社グループの会社事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高価売付けをする目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要する虞があると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みます。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である当社及び当社グループの顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

### 新株予約権無償割当ての概要

#### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

#### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

#### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

#### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

#### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める額とします。

#### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

#### 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者<sup>13</sup>、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者<sup>14</sup>、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>15</sup>（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使するこ

とができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

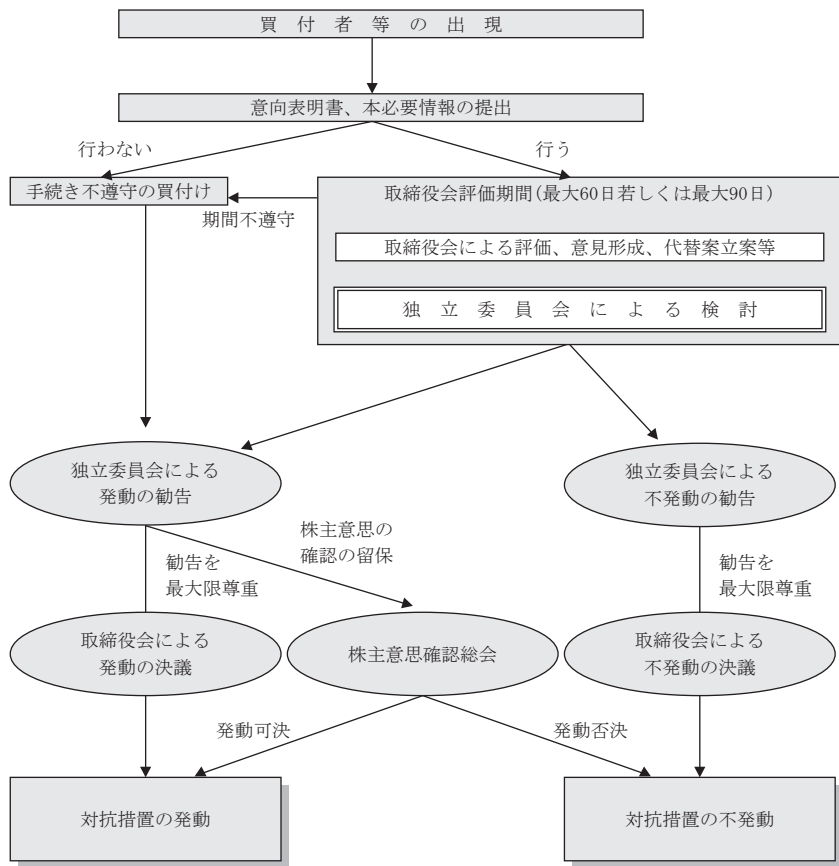
#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

- 
- 13 当社が発行者である株式の保有者で、当該株式に係る株式保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなる当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 14 公開買付けによって当社が発行者である株式（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式の株式所有割合がその者の特別関係者の株式所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなる当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 15 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図

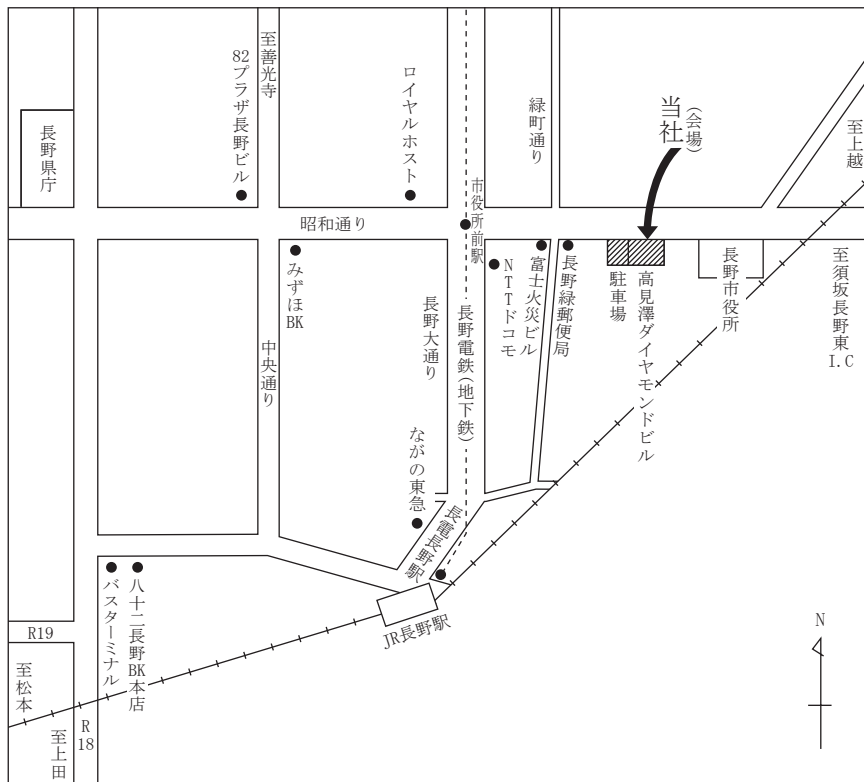


※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以 上

# 第76期定時株主総会会場ご案内図

会場 長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14（長野市緑町）  
高見澤ダイヤモンドビル 5階会議室  
TEL. 026-228-0111



## 交通機関

- ・ J R、長野駅善光寺口下車 徒歩約15分
- ・ 長野電鉄、市役所前駅下車 徒歩約3分
- ・ お車ご利用の方

長野市役所隣り（2つ目のビル）当社駐車場をご利用ください。

